

学童保育

：

放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項

「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」

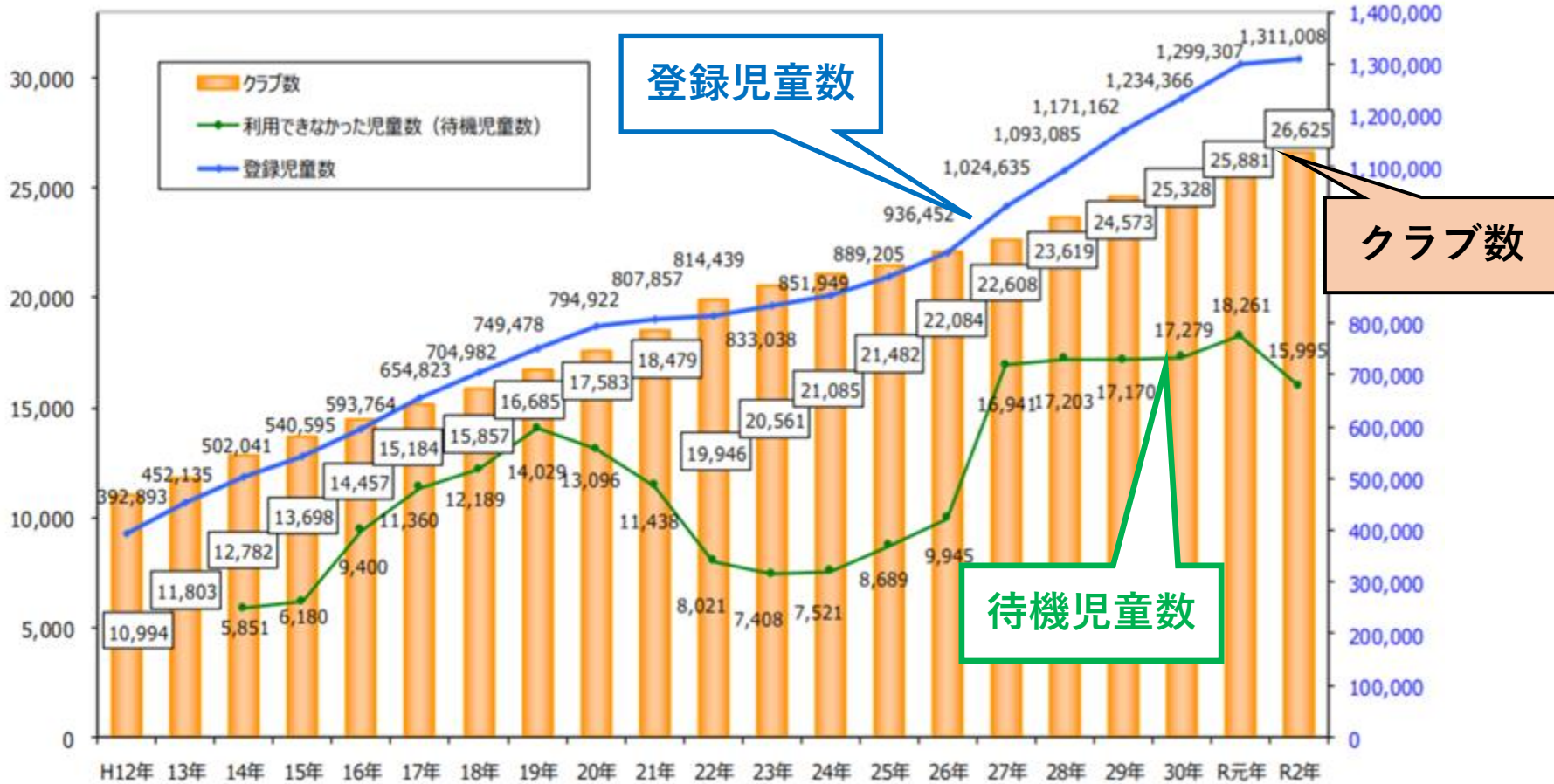


子どもの放課後生活と
働く親の生活を支える
大切な場所

(か所)

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

(人)



個所数は20年間で2.5倍
入所児童数は3倍に
待機児童数も増加

※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査
※本調査は平成10年より実施

春日部市の学童保育

- 1967年** 大畑地区にて共同保育の会発足。（自主運営による**学童保育の始まり**）
後に、同様の父母会運営による学童保育が各地域に広がる。
- 1997年** **児童福祉法改正。（初の法制化）**
- 1998年** **市内全小学校敷地内に公設放課後児童クラブ設立。（一部合同）**
※父母会運営→春日部市福祉公社（以下、福祉公社）による運営。
- 2005年 旧庄和町と合併。（庄和町では児童館運営の直営学童保育）
- 2006年** **指定管理者制度導入。（福祉公社に随意指定）**
- 2007年 旧庄和地域4校の児童クラブで**初の指定管理者公募→福祉公社を指定。**
- 2008年 全22クラブ一括の指定先公募
→福祉公社から業務を引き継いだ社会福祉協議会を指定。
- 2013年 全31クラブ一括の指定先公募→社会福祉協議会（以下、社協）を指定。
- 2018年** **全40クラブを3分割して指定先公募→(株)トライグループを指定。**
- 2019年** **トライによる運営がスタート。**

何が起きたのか？

2018年7月

社協が公募に応募しなかったことが判明



2018年9月25日

社協、市による父母への説明会

「(社協は)常勤の欠員が続いていて問題」

「民間企業になれば欠員は解消」

「常勤とは毎日いる人」

(保育課長)



2018年12月議会

「トライは常勤93名を配置予定」

(子ども未来部長)

トライへの指定が確定！

指定先公募時の条件 (仕様書)

- ・ 単位毎に常勤支援員複数配置
- ・ 児童数51名以上については3名配置



2019年4月

トライによる運営がスタート

「常勤支援員が足りない」

「4名必要なはずなのに2名しか・・・」

複数の父母会から声上がる



各父母会から個別に問合せるも、改善は見られない



2019年8月2日

抗議文提出 (父母会有志)



2019年10月1日

市の回答

「欠員ではない」

40クラブで90名程度常勤が必要

常勤支援員欠員の実態調査

A B C D E F G H I J K
 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

令和	年度	クラブ予定	学校予定	月分	シフト表	取課後児童クラブ
1	金					
2	土	土曜参観				
3	日	文化の日				
4	月	振替休日				
5	火					
6	水	会議				
7	木	空調点検				
8	金					
9	土					
10	日					
11	月	一日保育				
12	火	全会休				
13	水					

1か月のスタッフ
 (常勤・非常勤)
 の勤務時間を示す
 「シフト表」を
 情報公開請求で入
 手。

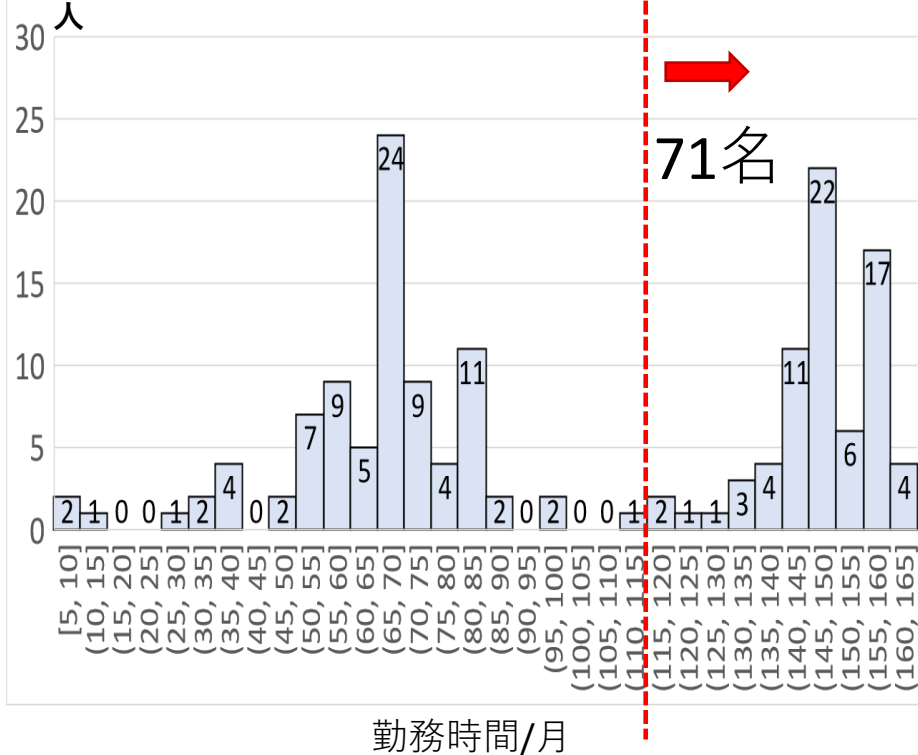
全40クラブの職
 員の1か月の勤務
 時間を解析

スタッフ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
月勤務時間	146	146	146	68	36	44	64	68	36	46	48

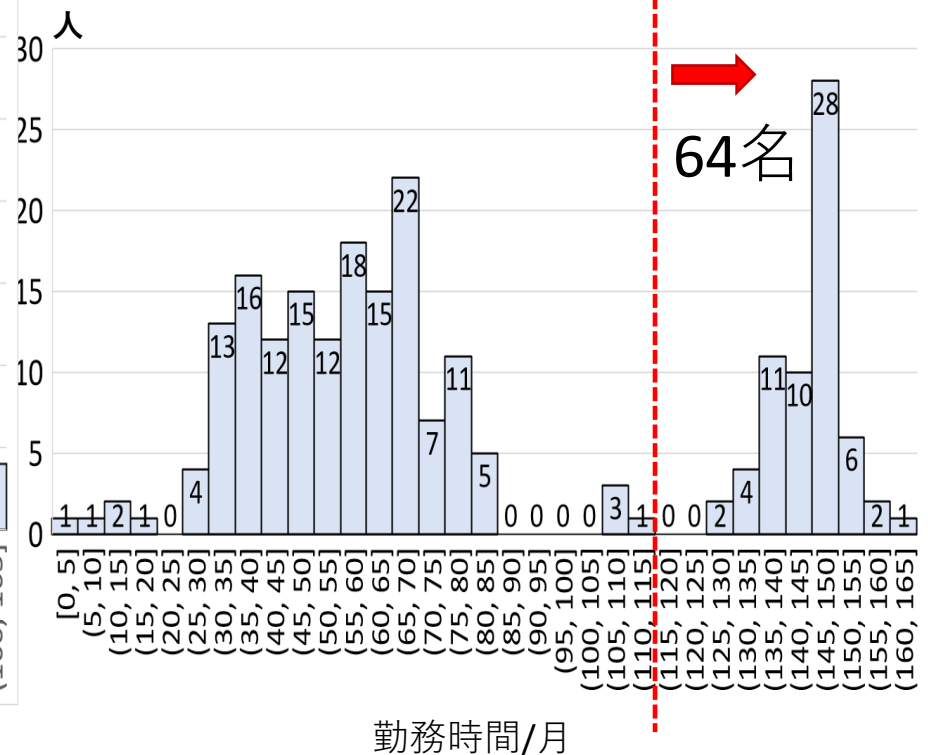
1クラブ分のスタッフ勤務時間 → これを全クラブ分集計

常勤支援員欠員の実態調査

スタッフの勤務時間分布 総数158名
(2018年11月 社協シフト表より)



スタッフの勤務時間分布 総数224名
(2019年11月 トライシフト表より)



110時間以上勤務者数を比較すると、社協時代よりも少ない。
(2020年7月についても調査したが、状況は同じ)

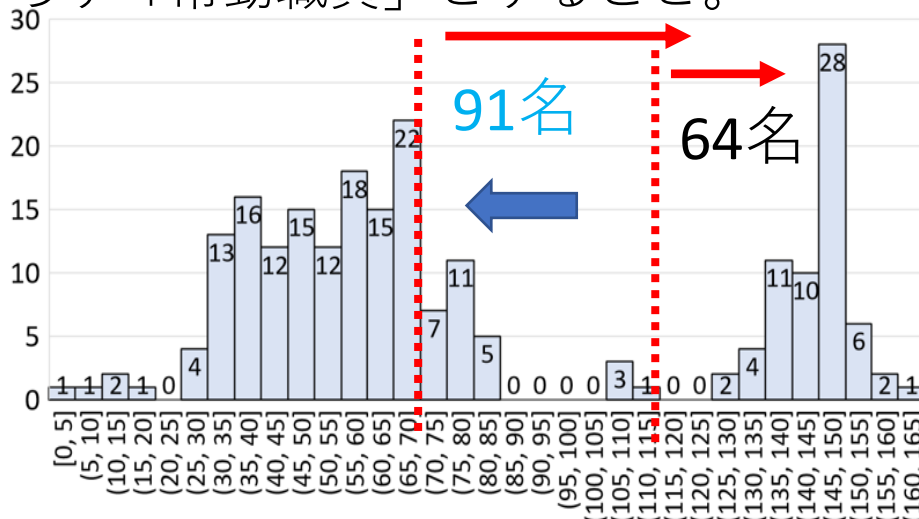
常勤の定義は？

<社協時代>

1日6:15勤務（平日）、月～金毎日＋隔週土曜・・・**週平均38:15勤務**
（業務日誌、指導員会議、など補助指導員とは業務上の違いが存在）

<放課後児童健全育成事業実施状況調査要領>（厚労省、埼玉県）

「常勤職員」とは、原則として**施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者**をいう。また、**1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者**は、上記の規定にかかわらず「常勤職員」とすること。



<春日部市>

2020年4月1日

春日部市とトライの間で協定

「常勤支援員とは、放課後児童支援員であり、学校の授業の日（放課後）において、**1日3時間30分以上、かつ週5日以上、勤務している者**をいう」

支援員の一日（平日）

12:00開室～ 子どもの様子を相談、
保育計画、お便り作成、
施設管理・点検、
行事の準備、出納記録、
学校との調整、等々

保育の質を確保するための準備時間

子どもたちが居る時間（約4時間）

14:30～ 低学年から順次登室
出欠チェック、声掛け、
健康チェック、等

宿題への
声掛け

外遊び

ケンカ
もめごと

室内遊び

16:00～ おやつ

行事

制作

18:00～19:00 お迎え対応、父母への伝達など

保護者に寄り添い、子育てを支援する
のも支援員の重要な役割

毎日勤務し、子ども達の性格を把握し、
情報を共有する複数の支援員がいる事
が、何よりも重要



学童保育は

子どもたちの生活の場であり、成長の場

支援員の質が、保育の質を左右する



子どもたちが居る時間だけ、安全に見守れば良いということ
ではない！

**常勤支援員の必要数確保は、
保育の質を確保するための最低条件！**